

総務委員会資料

平成25年第3回定例会提出予定議案の説明

【議案第96号関係】

資料1-1 川崎市債権管理条例の制定について
(平成25年6月17日 総務委員会提出資料)

資料1-2 「川崎市債権管理条例の制定について」に関する
パブリックコメント手続きの実施結果について

【議案第97号関係】

資料2 川崎市契約条例の一部を改正する条例 新旧対照表

【議案第98号関係】

資料3 川崎市市税条例の一部を改正する条例の概要

【報告第16号・17号関係】

資料4 健全化判断比率及び資金不足比率の概要

【報告第18号関係】

資料5 平成24年度 川崎市土地開発公社決算附属明細表

平成25年8月29日

財政局

川崎市債権管理条例の制定について

I これまでの取組と滞納債権の推移

【取組】

平成19年 3月：保育料の未納問題が全国的に顕在化 ⇒ 本市においても保育料未納問題に対する取組を強化

平成20年 3月：第3次行財政改革プランに基づき「滞納債権対策会議」設置

平成20年 4月：財政局に「滞納債権対策室」を新設し、「滞納債権対策基本方針」を策定

⇒市税を除く11債権約190億円の滞納債権について、本格的な徴収強化の取組により、以後3年間で収納率の向上と適正な欠損処理により、30%の削減を目指す。



滞納債権対策会議の開催及び各所管局の滞納債権対策の取組強化

<主な徴収強化策>

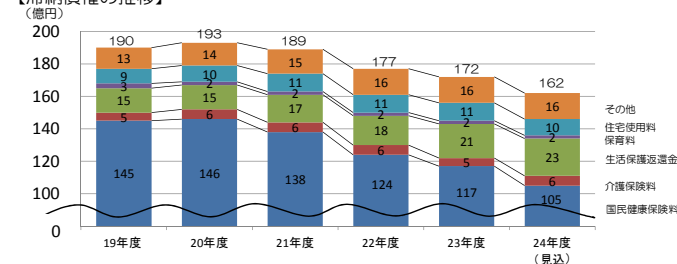
国保：各区に収納係を新設、滞納処分の強化等
介護：滞納処分の強化、コールセンターによる電話催告等
住宅：裁判所を活用した強制執行等
病院：コンビニ、クレジット納付の導入等

平成23年 8月：平成22年度滞納債権が約177億円（約7%の削減） ⇒ 取組強化の継続

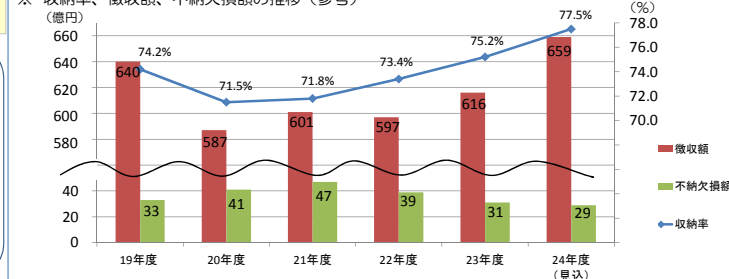
平成25年 3月：平成24年度滞納債権が約162億円（約15%の削減）見込み ⇒ 国保料（▲28%）、保育料（▲34%）は滞納処分の強化により未納債権が大幅に縮減

・母子寡婦福祉資金貸付金などの私債権は、明らかに徴収不能な債権が累積

【滞納債権の推移】



※ 収納率、徴収額、不納欠損額の推移 (参考)

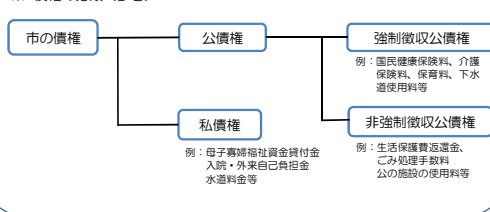


II 条例制定の趣旨

本市では、これまでの5年間、国民健康保険料などの滞納債権の徴収を強化したことにより、一定の効果がありましたが、一方で、債権管理の手順の統一化、基準の明確化、公債権と私債権の分類に応じた取扱いの明確化などの従来の制度運用上の課題が顕在化しています。

さらなる滞納債権の縮減を図るためには、こうした課題に的確に対応するとともに、徴収不能な債権の適切な処理基準を明確化する必要があることから、このたび、債権管理条例を制定するものです。併せて、現行の「川崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例」は廃止します。

※ 債権の分類 (参考)



III 条例制定の課題と対応



IV 債権管理条例(案)の概要

- 目的**
市の債権(市税を除く)の管理に関する事務に関して必要な事項を定めることにより、市民負担の公平の確保及び円滑な財政運営に資することを目的とする。
- 債権管理の適正化のための取組の推進**
市長等は、債権管理の適正化のために必要な取組を推進するものとする。
- 督促**
納期限までに納付しない者があるときは、督促状によって督促する。
- 延滞金の徴収及び減免**
延滞金の徴収及びその計算方法に関して定めるとともに、延滞金の減免に関する規定を整備する。
- 滞納者情報の利用**
債権の管理に関する事務を効果的に行う必要があると認めるときは、当該事務の遂行に必要な限度で、その保有する滞納者の氏名その他滞納者に関する情報を関係課で利用することができることとする。
- 債権の放棄**
適正な債権管理を行うために、以下の事由に該当した場合に限定して、債権を放棄する。
①消滅時効が完成している場合(債務者に納付の意思がある場合を除く)
②破産法その他の法律の規定により債務者がその責任を免れた場合
③債務者である法人が破産手続廃止決定を受けた場合
- 施行日**
条例公布の日から6ヶ月以内で、規則で定める日

※ 債権管理の流れ (参考)



効果

- ・円滑な財政運営
- ・市民負担の公平の確保

「川崎市債権管理条例の制定について」に関するパブリックコメント
手続きの実施結果について

1 題名

「川崎市債権管理条例の制定について」

2 意見の募集期間

平成 25 年 6 月 18 日(火)～平成 25 年 7 月 18 日(木)

3 意見の提出方法

郵送、持参、FAX、電子メール

4 資料の閲覧場所

川崎市ホームページ、各区役所(市政資料コーナー)、かわさき情報プラザ
(市役所第 3 庁舎 2 階)、総務局市民情報室(市民の声担当)、財政局滞
納債権対策室

5 結果の公表方法

川崎市ホームページ、各区役所(市政資料コーナー)、かわさき情報プラザ
(市役所第 3 庁舎 2 階)、総務局市民情報室(市民の声担当)、財政局滞
納債権対策室

6 募集の結果

意見の提出方法	意見提出数	意見件数
郵送	0通	0件
持参	0通	0件
FAX	1通	2件
電子メール	0通	0件
合計	1通	2件

7 御意見の内容と対応

提出された意見については、今後、取組推進の参考とするものや、案に対する質
問・要望の意見であったため、当初案のとおり、条例作成の手続きを進めます。

8 御意見に対する対応区分

A	御意見の趣旨を踏まえ、条例に反映させるもの
B	御意見の趣旨が既に条例に反映されているもの
C	条例に反映していないが、今後、取組推進の参考とするもの
D	案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの
E	その他(今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる御意見)

9 御意見の内容と市の考え方

	意見の内容	意見に対する市の考え方	反映状況
1	<p>市が管理する滞納者情報については、公債権・私債権、全て情報の共有、一元化をするようにした方がよい。</p> <p>催告や調査、懲憑(しようよう)も一元化することにより、効率化が図れる。</p>	<p>本市債権の管理にあたっては、法令による調査権限の有無等、その性質により取扱いが異なることを踏まえ、個人情報の保護に十分に配慮することが必要となります。</p> <p>一方で、市民負担の公平の確保を図るために、滞納者情報を徴収事務の遂行に必要な範囲に限って活用することは、効率的な債権確保対策のために重要であると考えておりますので、本条例案においては、滞納者情報を一元化し共有するのではなく、個人情報の保護に十分配慮した上で、利用することとしております。</p> <p>また、催告や調査等の事務を一元的に行うことについては、滞納債権対策の有効な手段の一つでございますが、本市では各局が自立的に行っている滞納債権対策が、一定の効果を挙げてきていることから、今後とも、より効果的・効率的な滞納債権対策を含めた債権管理事務を推進します。</p>	C
2	<p>市が強制徴収できない、つまりは自力執行権を行使できない私債権の滞納については、行政が機械的に法的手段を実施することを条例に盛り込むことは必要。行政として自力執行権が行使できないならば、速やかに司法の判断に委ねるべき。</p>	<p>地方自治法施行令の規定により、自力執行権を行使できない私債権等の滞納については、法的手段の措置を講じなければならないとされております。</p> <p>本条例案では、市長等の責務規定を設けており、これを受け、強制執行その他債権の管理に関する事務を適正に行うこととなります。</p> <p>滞納債権の徴収にあたりましては、生活状況などを把握し、納付能力を的確に見極めた上で、直ちに納付が困難な場合等については、支払い能力に応じた分納額を決定し猶予措置の適用を図るなど個々の事情を考慮して、きめ細やかに対応するとともに、納付誠意がないなどの場合には、厳正に法的手段を講じていきます。</p>	D

資料 2

議案第 9 7 号 川崎市契約条例の一部を改正する条例 新旧対照表

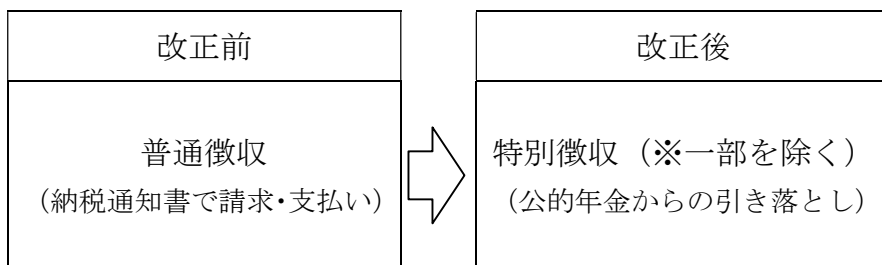
改正後	現 行
<p style="text-align: center;">○川崎市契約条例</p> <p style="text-align: center;">昭和39年 3 月30日 条例第14号 (指定出資法人等の契約)</p> <p>第12条 市が出資する法人であって市長が指定するもの(以下「指定出資法人」という。)及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号) 第 8 条第 1 項の規定により選定事業(同法第 2 条第 4 項に規定する選定事業をいう。以下同じ。)を実施する者として選定した者(以下「選定事業者」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、指定出資法人又は選定事業者が行う契約(選定事業者にあつては、選定事業に係る業務におけるものに限る。)に関して市に準じた措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 市は、前項に規定する措置を講ずるよう指定出資法人又は選定事業者に対し指導又は助言を行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">○川崎市契約条例</p> <p style="text-align: center;">昭和39年 3 月30日 条例第14号 (指定出資法人等の契約)</p> <p>第12条 市が出資する法人であって市長が指定するもの(以下「指定出資法人」という。)及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号) 第 7 条第 1 項の規定により選定事業(同法第 2 条第 4 項に規定する選定事業をいう。以下同じ。)を実施する者として選定した者(以下「選定事業者」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、指定出資法人又は選定事業者が行う契約(選定事業者にあつては、選定事業に係る業務におけるものに限る。)に関して市に準じた措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 市は、前項に規定する措置を講ずるよう指定出資法人又は選定事業者に対し指導又は助言を行うものとする。</p>

○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 新旧対照表 (抜粋)

改正後	現 行
<p>第三章 特定事業の実施等 (実施方針)</p> <p>第五条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>第六条 略</p> <p>第七条 略 (民間事業者の選定等)</p> <p>第八条 公共施設等の管理者等は、前条の規定により特定事業を選定したときは、当該特定事業を実施する民間事業者を公募の方法等により選定するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>第三章 特定事業の実施等 (実施方針)</p> <p>第五条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>第五条の二 略</p> <p>第六条 略 (民間事業者の選定等)</p> <p>第七条 公共施設等の管理者等は、前条の規定により特定事業を選定したときは、当該特定事業を実施する民間事業者を公募の方法等により選定するものとする。</p> <p>2 略</p>

川崎市市税条例の一部を改正する条例の概要

- 1 特別徴収対象年金所得者が本市の区域外に転出した場合の取扱いについて
平成25年度税制改正により、納税の利便性の観点から、賦課期日（1月1日）以後、本市の区域外に転出した場合について、一部を除き（※）、公的年金からの特別徴収を継続することとされた。



- ※ 1月1日から3月31日までに本市の区域外に転出した場合には、本徴収実施の可否を判断する際に必要となる年金受給者情報が、年金保険者から本市に通知されず、本徴収分について特別徴収できない。
⇒ 当該年度の仮徴収分は特別徴収され、本徴収分から、普通徴収に切り替えることとなる。

＜市税条例の改正内容＞

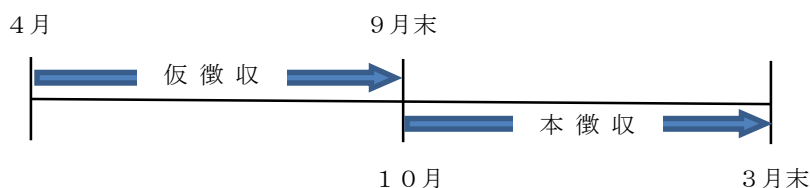
特別徴収対象年金所得者が、1月1日から3月31日までの間に本市から転出した場合、本徴収分に限り、普通徴収の方法により徴収することとするもの

＜参考：仮徴収と本徴収＞

公的年金からの特別徴収では、仮徴収と本徴収により、年税額を徴収する。

仮徴収：前年度の年金所得に係る個人住民税の2分の1に相当する額を徴収

本徴収：当年度の年金所得に係る個人住民税の残額を徴収



2 引用条文の規定の整備について

平成25年度税制改正に伴い、年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れについて、引用条文の規定の整備を行うもの

「法第321条の7の9」→「法第321条の7の10」

3 施行期日

上記1及び2について、平成28年10月1日から施行する。

川崎市市税条例新旧対照表

改正案	改正前
<p>○川崎市市税条例 昭和25年8月19日条例第26号</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p> <p>第25条の9の2 個人の市民税の納税義務者が法第321条の7の2第1項に規定する特別徴収対象年金所得者(以下「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合は、同項及び法第321条の7の8第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収するものとする。</p> <p>第25条の9の3から第25条の9の4まで 略</p> <p><u>(特別徴収対象年金所得者が本市の区域外に転出した場合の取扱い)</u></p> <p>第25条の9の5 特別徴収対象年金所得者が当該年度の初日において本市の区域内に住所を有しない場合には、<u>第25条の9の2の規定(法第321条の7の8第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収するものを除く。)</u>にかかわらず、<u>法第321条の7の9第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収するものとする。</u></p> <p>(公的年金等に係る所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第25条の9の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、<u>法第321条の7の10の規定により普通徴収の方法によって徴収する。</u></p> <p>以下略</p>	<p>○川崎市市税条例 昭和25年8月19日条例第26号</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p> <p>第25条の9の2 個人の市民税の納税義務者が法第321条の7の2第1項に規定する特別徴収対象年金所得者である場合は、同項及び法第321条の7の8第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収するものとする。</p> <p>第25条の9の3から第25条の9の4まで 略</p> <p><u>(特別徴収対象年金所得者が本市の区域外に転出した場合の取扱い)</u></p> <p>第25条の9の5 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、<u>法第321条の7の9の規定により普通徴収の方法によって徴収する。</u></p> <p>(公的年金等に係る所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第25条の9の5 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、<u>法第321条の7の9の規定により普通徴収の方法によって徴収する。</u></p> <p>以下略</p>

健全化判断比率及び資金不足比率の概要

1 実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

【説明】一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

2 連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

【説明】全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

3 実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金+準元利償還金)} \\ - \text{(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模} \\ - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}$$

（3か年平均）

【説明】一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

4 将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{将来負担額} \\ - \text{(充当可能基金額+特定財源見込額)} \\ + \text{地方債現在高に係る基準財政需要額算入額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模} \\ - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}$$

【説明】一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

5 資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

【説明】公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

平成 2 4 年度

川崎市土地開発公社決算附属明細表

財 政 局

【附属明細表】

現金及び預金明細表

(単位:円)

科目	種類	金額	摘要
現金	—	0	
預金	当座	0	
	普通	15,552,886	
	通知	0	
	定期	850,000,000	
満期保有目的以外で 保有する有価証券	国債	0	
	地方債	0	
	その他	0	
計		865,552,886	

【附属明細表】

公有用地明細表

(単位 面積:㎡、金額:円)

資産区分	期首残高	当期増加高							当期減少高	期末残高	摘要
	面積 金額	面積 用地費	補償費	工事費	測量試験費	諸経費	支払利息	計	面積 金額	面積 金額	
生田緑地用地	9,048.15	0.00							2,651.79	6,396.36	
	1,700,503,567	0	0	0	0	0	25,141,675	25,141,675	269,736,195	1,455,909,047	
登戸土地区画整理事業用地	2,001.13	0.00							807.32	1,193.81	
	1,798,774,541	0	0	0	0	0	26,408,643	26,408,643	861,244,562	963,938,622	
市道麻生5号東百合丘77号, 115号線用地	572.06	0.00							0.00	572.06	
	423,430,968	0	0	0	0	0	6,282,047	6,282,047	0	429,713,015	
市道池田4号線道路改良事業用地	344.96	0.00							0.00	344.96	
	607,200,494	0	0	0	0	0	7,665,801	7,665,801	0	614,866,295	
都市計画道路世田谷町田線用地	61.08	0.00							0.00	61.08	
	122,099,809	0	0	0	0	0	1,811,481	1,811,481	0	123,911,290	
一般県道鶴見溝ノ口線用地	691.25	0.00							0.00	691.25	
	2,440,403,361	0	0	0	0	0	36,205,951	36,205,951	0	2,476,609,312	
市道三田第55号線道路改良事業用地	2,199.58	0.00							0.00	2,199.58	
	930,329,455	0	0	0	0	0	13,802,421	13,802,421	0	944,131,876	
市道南生田44号線用地	170.77	0.00							0.00	170.77	
	124,354,516	0	0	0	0	0	1,844,934	1,844,934	0	126,199,450	
市道宮前6号線道路改良事業用地	612.42	0.00							116.56	495.86	
	393,918,764	0	0	0	0	0	5,810,933	5,810,933	103,029,925	296,699,772	
主要地方道横浜上麻生線用地	1,803.12	0.00							0.00	1,803.12	
	864,027,182	0	0	0	0	0	12,818,751	12,818,751	0	876,845,933	
準用河川平瀬川支川河川改修事業用地	450.10	0.00							0.00	450.10	
	299,574,318	0	0	0	0	0	4,444,498	4,444,498	0	304,018,816	
交通局事業用地	532.11	0.00							0.00	532.11	
	159,140,129	0	0	0	0	315,000	2,361,005	2,676,005	0	161,816,134	
橘樹郡衙跡保存活用整備事業用地	0.00	1,161.28							0.00	1,161.28	
	0	167,224,320				80,000	40,799	167,345,119	0	167,345,119	
都市計画道路梶ヶ谷菅生線予定地(5条)	637.35	0.00							0.00	637.35	
	296,329,986	0	0	0	0	0	4,396,364	4,396,364	0	300,726,350	
水江町地内公共用地(5条)	0.00	0.00							0.00	0.00	
	231,897,373	0	0	0	0	0	0	0	0	231,897,373	
横浜生田線予定地(5条)	510.41	0.00							0.00	510.41	
	216,509,684	0	0	0	0	0	3,212,139	3,212,139	0	219,721,823	
国道409号線予定地(4・5条)	678.69	0.00							0.00	678.69	
	926,976,923	0	0	0	0	0	13,752,659	13,752,659	0	940,729,582	
合計	20,313.18	1,161.28							3,575.67	17,898.79	
	11,535,471,070	167,224,320	0	0	0	395,000	166,000,101	333,619,421	1,234,010,682	10,635,079,809	

【附属明細表】

有形固定資産明細表

(単位:円)

資産の種類	取得原価	当期増加額	当期減少額	期末残高	当期減価償却額	減価償却累計額	差引期末残高	摘要
建物又はその付属設備	336,236,400	0	0	336,236,400	6,960,705	120,569,407	215,666,993	※1
工具器具及び備品	257,250	0	0	257,250	15,281	168,091	89,159	※1
小計	336,493,650	0	0	336,493,650	6,975,986	120,737,498	215,756,152	
土地	135,380,600	0	0	135,380,600	-	-	135,380,600	
合計	471,874,250	0	0	471,874,250	6,975,986	120,737,498	351,136,752	

※1 減価償却は、旧定額法によっています。

投資有価証券明細表

(単位:円)

国債及び地方債	銘柄	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘要
	大阪市第3回20年公募公債	100,000,000	100,000,000	100,000,000	※1
第32回川崎市5年公募公債	20,000,000	19,998,000	19,998,300	※1	
計	120,000,000	119,998,000	119,998,300		

その他の有価証券	種類及び銘柄	取得価額	貸借対照表計上額	摘要
	-	-	-	
-	-	-		
計	-	-		

※1 評価基準及び評価方法は、償却原価法(定額法)によっています。

【附属明細表】

長期借入金明細表

(単位:円)

借入先	利率	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高	備考
横浜銀行	1.47%	5,404,000,000	649,000,000	1,124,000,000	4,929,000,000 (2,368,000,000)	
縣みずほ銀行	1.47%	2,276,000,000	276,000,000	459,000,000	2,093,000,000 (1,005,000,000)	
株式会社東京UFJ銀行	1.13%	11,000,000	17,000,000	11,000,000	17,000,000	
三井住友銀行	1.47%	1,259,000,000	157,000,000	221,000,000	1,195,000,000 (574,000,000)	
川崎信用金庫	1.47%	1,334,000,000	162,000,000	269,000,000	1,227,000,000 (589,000,000)	
セレサ川崎農業協同組合	1.47%	942,000,000	114,000,000	190,000,000	866,000,000 (416,000,000)	
計	-	11,226,000,000	1,375,000,000	2,274,000,000	10,327,000,000 (4,952,000,000)	

注 利率は、期中の借入金の増減に対する加重平均利率を記載しています。
期末残高のうち()内は、1年以内に返済期限が到来するものです。

【附属明細表】

資本金明細表

(単位:円)

区分	出資団体名	出資額	摘要
基本財産	川崎市	20,000,000	

引当金明細表

(単位:円)

区分	期首残高	当期増加高	当期減少額		期末残高	摘要
			目的使用	その他		
貸倒引当金	26,568,885	0	0	0	26,568,885	※1
退職給付引当金	25,764,600	0	0	440,500	25,324,100	※2

※1 貸倒引当金は、事業用地の強制執行による金銭債権（債務名義付き）を未収金として認識していましたが、債務者の資力低下に伴い回収可能性が著しく低下したため、その全額を引き当てるものです。

※2 当期減少額のうちその他欄の数値は、支給率等の減少によるものです。

【附属明細表】

事業収益明細表

(単位:円)

科目			金額	摘要
公有地取得事業収益	公有用地売却収益		1,242,804,910	
附帯等事業収益	保有土地賃貸等収益	賃貸事業収益	13,008,723	
合計			1,255,813,633	

事業原価明細表

(単位:円)

科目			金額	摘要
公有地取得事業原価	公有用地売却原価		1,234,010,682	
附帯等事業原価	保有土地賃貸等原価	賃貸事業原価	1,640,300	
合計			1,235,650,982	